

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第476号）

〔おおさかQネット関係文書不存在非公開決定審査請求事案 その4〕

（答申日：令和7年12月26日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年5月11日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

「第4期大阪府食の安全安心推進計画(案)に対する府民意見等の募集結果」には次の記載があります。

第3期計画では、このアンケート結果を計画のアウトカム指標（食の安全性に不安を感じる府民の割合：15%以下）として目標設定を行っておりました。

「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標「食の安全性に不安を感じる府民の割合」であるとしてきた根拠が記載された文書を公開してください。

- 2 令和5年5月25日、実施機関は、本件請求について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、「請求内容に関する文書は作成しておらず、文書が存在しないため」との理由を付して審査請求人に通知した。
- 3 令和5年5月29日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

「第4期大阪府食の安全安心推進計画(案)」に対する府民意見等の募集結果

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/7397/00448877/ikenkekka.pdf> には次の記載があります。

府では、食の安全等に関する府民の意識を把握するため、平成15年から継続してインターネットによる府民アンケートを実施しています。

第3期計画では、このアンケート結果を計画のアウトカム指標（食の安全性に不安を感じる府民の割合：15%以下）として目標設定を行っておりましたが、現状のアンケート調査の手法

は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで当該アンケートの回答者の回答状況にとどまることから、第4期計画では主観的な指標の目標設定は行わないこととしました。

食の安全安心推進計画（第3期計画）には、次のとおり記載されています。

2 食の安全安心に関する府民意識	
府では、食の安全等に関する府民の意識を把握するため、2003年から継続して府民アンケートを実施してきました。	
主な結果は以下のとおりです。	
ア 食品に対する安心と不安の傾向	
アンケートを開始した2003年以降、食品の安全性に「不安」を感じる府民の割合は、5割を超える高い値で推移しました。相次ぐ食品偽装問題が発覚した2007年、食品の安全性に「不安」を感じる府民の割合は75.3%とピークに達し、「不安」の割合が「安心」の割合を大きく超えました。	
(略)	

(3) 数値目標

計画の進捗状況を把握するため、成果目標1項目と15の取組事業（16項目）について数値目標を設定します。このうち新たに設定した新規目標は8項目です。（下表★参照）

表〈数値目標一覧〉

目標指標	基準値 (2016年度実績)	目標 (2018年度)	最終目標 (2022年度)
成果目標 ★食の安全性に不安を感じる府民の割合	21.5%	—	15%以下

この記載から、指標である「府民の割合」は、単にアンケート回答者における割合ではなく、府民全体における割合であることは明らかです（もしこれが違うというのであれば、なぜアンケートの回答者における割合をもって計画の進捗状況の把握ができるのかという点について、大阪府は説明責任を負います。）。

また、「第3期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/32855/00000000/sui_shinkei_kaku2021.pdf には、次のとおり記載されています。（「次のとおり」略）

ここに記載されている2021年度の18.1%という数値は、下記のとおり「おおさかQネット」で得られたものです。（「下記のとおり」略）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4982/00406606/01_gt_syoku.xlsx

18.1%は、「どちらかという安全・安心だと思わない」、「安全・安心だと思わない」の合計です。

「第4期大阪府食の安全安心推進計画(案)」に対する府民意見等の募集結果」に記載された「第3期計画では、このアンケート結果を計画のアウトカム指標として目標設定を行っておりまして」については、上記のとおり、「おおさかQネット」で得られた値を計画のアウトカム指標

として進捗の評価を行うということです。

しかし、「おおさかQネット」の結果については、以下のとおり「調査時点での府民全体の状況」を示すものではないとされています。

(1) 大阪府Webサイトでの記載

「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/nr/oqnet2022.html> には次の記載があります。

1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

上記の18.1%は、ここで挙げられている「単純集計表」に記載された値(の合計)ですが、ここでは「あくまでアンケート回答者の回答状況にとどまる」ものであるとされています。

(2) 「第4期大阪府食の安全安心推進計画(案)」に対する府民意見等の募集結果」の記載

ここには、「現状のアンケート調査の手法は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで当該アンケートの回答者の回答状況にとどまる」と記載されています。

これらの記載から、大阪府は「調査時点での府民全体の状況」を表すものではなく「回答者の回答状況にとどまる」に過ぎない「おおさかQネット」の結果を、「食の安全性に不安を感じる府民の割合」として取り扱ってきたということであり、これは致命的な矛盾です。

本件請求は、この矛盾を解明することを目的とするものです。

本件決定では、「行政文書を管理していない理由」として、「請求内容に関する文書は作成しておらず、文書が存在しないため」と記載されています。

しかし、「府民意見等の募集結果」には、「第3期計画では、このアンケート結果を計画のアウトカム指標として目標設定を行ってまいりました」と記載されています。「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標とすることができると考えた(後述するように、この根拠は「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」に記載されています。)からこそ、このように取り扱っているのであり、この点に根拠がないはずはなく、仮に本件決定のとおり請求対象文書が存在しないのであれば、この取扱いについてその根拠を説明できないということです。

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の58ページには、別紙2(添付略)の記載があります。ここには「府民1,000名(性別・年代でサンプルを割付け)を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これは「おおさかQネット」の手法と全く同じのものであり、「おおさかQネット」を指していることは明らかです。(大阪府は否定していませんが)

そして、これにより「それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにする(つまりは「食の安全性に不安を感じる府民の割合は18.1%である」とする)ことができるのは統計学が根拠となっていることは、ガイドラインに、次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

52ページ

■ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

69ページ

また、この資料の11ページには次の記載があります。（当審査会において表から該当箇所（主として検証型リサーチ）アンケート調査）WEBアンケート）を抜すい）

方 法 ▽インターネット上に調査票を掲載し、閲覧者から回答を収集

▽メールやはがきで回答を依頼する方法もある（例）ネットパル

メリット ▽システム化により、回答を即時に分析できる

▽モニターを活用すれば短期間で調査が終了

▽特定ターゲット層の意向の定量的把握に有効

デメリット ▽必ずしもランダム抽出とならないため、府民全体の意向把握の客観性に問題が残る

ここでは、「WEB アンケート」により（問題が残るものの）「府民全体の意向把握」（つまりは上記「食の安全性に不安を感じる府民の割合」の測定）ができるものであると説明されています。

「おおさかQネット」は、正にこの「WEB アンケート」です。そして、「おおさかQネット」において、直近の国勢調査のデータを基に性別、年齢階層別、地域別にサンプルを割り当てているのは、サンプルを無作為標本（ランダムサンプリングされた標本）に近付け、ここで示されている「問題が残る」という点を避けようとするものであることは明らかです。

以上のとおり、請求対象文書は「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、また、ガイドラインを作成するために使用した（おそらくは統計学に関する）資料です。

改めて特定することを求めます。

2 反論書における主張

別紙のとおり

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

審査請求人から請求のあった「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標「食の安全性に不安を感じる府民の割合」であるとしてきた根拠が記載された文書」は作成していない。

3 結論

本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定に対し、審査請求人は、実施機関は「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標とすることができると思ったからこそ第3期大阪府食の安全安心推進計画ではそう取り扱っていたのであり、この点に根拠がないはずはない、と主張する。

一方、実施機関は、審査請求人から請求のあった文書は作成していない、と主張する。

審査請求人の主張は、「おおさかQネット」の実施に際しての検討を記載した文書が存在しないはずはない、というものであるが、次の(2)で述べる「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」(以下「ガイドライン」という。)についての主張を除いて具体的ではなく、実施機関の主張を覆すほどのものではない。

そこで念のため、当審査会において現存する「おおさかQネット」に関する行政文書を確認したところ、審査請求人が主張するようなものは見当たらなかった。

以上のことからすると、本件決定は妥当である。

(2) また、本件決定に対し、審査請求人は、対象文書はガイドラインであり、また、ガイドラインを作成するために使用した(おそらくは統計学に関する)資料である、と主張する。

当審査会においてガイドラインを見分したところ、リサーチの手順や思考方法、調査設計等についての解説が主で、「おおさかQネット」を活用したネットアンケートを題材にしたケーススタディや「おおさかQネット」のことと思われる短い記載はいくつか見受けられるが、「おおさかQネット」そのものの説明や解説はない。

そのほか、審査請求人が主張の拠り所として挙げるガイドラインの記載は、社会調査に共通の約束事や「おおさかQネット」が分類されるWEBアンケート調査以外の手法についての留意事項であることが確認された。

以上のように、「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標「食の安全性に不安を感じる府民の割合」であるとしてできることを根拠付ける記載は、ガイドラインには見当たらず、よって、ガイドラインを対象文書と特定しなかった実施機関の判断は、妥当である。

ガイドラインが対象文書に当たらない以上、ガイドラインを作成するために使用した資料も

対象文書に当たらない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関は「おおさかQネット」の結果を府民全体についての数値であるかのよう
に扱ってきたとして、その問題点や説明責任を縷々主張するが、このことは、前記2の判断に影
響するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

◎請求対象文書の存否について

- (1) 仕様書（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実施業務）について

まず、2023年2月26日に、請求対象文書を次のとおりとして公開請求を行いました。

「大阪府政策マーケティング・リサーチ2022（おおさかQネット）」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/nr/oqnet2022.html#shoku> について、

1. 実施及び経費の支出にかかる意思決定文書を公開してください。調査の目的やその目的を達成できると考えた根拠、経費の支出年月日が記載されたものです。
2. 調査の目的が達成されたとする根拠が記載された文書を公開してください。

これに対して、大阪府政策企画部企画室推進課は公開決定（令和5年3月13日付企推第1283号）を行いました。そして、決定通知書の備考欄には、次のとおり記載されていました。

1. の「調査の目的」は、大阪府政策マーケティング・リサーチ「食の安全・安心」に関するアンケート」のホームページ

[（https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/nr/oqnet2022.html#shoku）](https://www.pref.osaka.lg.jp/ki/kaku/nr/oqnet2022.html#shoku) に記載のとおりです。

また、「その目的が達成できるとする根拠」は仕様書のとおりになります。

2. の「調査の目的が達成されたとする根拠」は、同じくホームページで公表している単純集計表となります。

公開された上記「仕様書」を確認したところ請求対象文書ではないことが確認できたために、審査請求を行ったところ、大阪府政策企画部企画室推進課は弁明書（令和5年5月8日付企推第1025号）により弁明を行いました。「弁明の理由」には、次のとおり記載されています。

「食の安全・安心」に関するアンケートの調査目的は「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする」であり、その目的が達成できるとする根拠は仕様書である。

よって、令和5年3月13日付企推第1283号により公開決定を通知したところである。

次に、2023年3月26日に、請求対象文書を次のとおりとして公開請求を行いました。

2018年3月に〇〇大学〇〇研究室から出された「47都道府県庁が実施する社会調査の実態把握－「県民意識調査」の実施状況と問題点」によると、大阪府は「おおさかQネット」について、次のように説明しています。

「おおさかQネット」は、大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査として実施している。（大阪府企画室計画課）

この説明の根拠がわかる文書を公開してください。「大阪府の個別施策の効果検証」、「政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」が「おおさかQネット」の目的であることがわかる文書です。

これに対し大阪府は、令和5年4月10日付企推第1008号で公開決定を行い、対象文書を「仕様書（大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」アンケート実施業務）」（公開決定（令和5年3月13日付企推第1283号）でいう「仕様書」と同じもの）であると特定しています。

以上の経過から明らかなように、大阪府は「おおさかQネット」の一般的な目的を「大阪府の個別施策の効果検証や政策立案等の意思決定に必要な府民ニーズの調査」であるとし、「食の安全安心推進計画」においては、その具体的な内容を「「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標に関して、食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握し、施策立案の資料とする」であるとして、この目的が達成できるとする根拠は上記仕様書であるとしています。

本件請求については、請求対象文書を「「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標「食の安全性に不安を感じる府民の割合」であるとしてきた根拠が記載された文書」としています。上記の「「大阪府食の安全安心推進計画」に関する指標」とは、ここでいう「食の安全性に不安を感じる府民の割合」のことであり、大阪府の理屈でいうと、請求対象文書は上記仕様書のはずであり、不存在であるはずがありません。

(2) 「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」について

58ページには、次の記載(略)があります。ここには「府民1,000名(性別・年代でサンプルを割付け)を対象としたネットアンケート調査」と記載されていますが、これは「おおさかQネット」の手法と全く同じものであり、「おおさかQネット」を指していることは明らかです。

そして、これにより「それらがどの程度当てはまるかをリサーチすることにより明らかにする(つまりは「食の安全性に不安を感じる府民の割合」とする)ことができるのは統計学が根拠となっていることは、ガイドラインに、次のように統計学における母比率の推定を適用するための前提条件に係る記載があることから明らかです。

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。

前者については、社会調査でよく用いられる「信頼度95%における標本誤差±5%」という精度の設定において求められるサンプルサイズ(アンケート調査にあつては回答者数)が384であることを根拠とした記載です。

そして、後者については、調査結果を母比率の推定値とする学問的根拠である中心極限定理を適用するための前提条件に係る記載であり、これも調査結果を「府民全体における割合」であるとする根拠です。

つまり、請求対象文書は、まさに「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、ガイドラインを作成する際のおそらくは統計学に関する資料です。

◎ まとめ

以上のとおり、政策企画部企画室推進課は、請求対象文書である「「おおさかQネット」の結果をアウトカム指標「食の安全性に不安を感じる府民の割合」であるとしてきた根拠が示された文書」

は上記「仕様書」であるとしており、一方、生活衛生室食の安全推進課は不存在であるとしており、これらの決定は相互に矛盾しています。

また、請求対象文書は「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」及びガイドラインを作成する際の資料であると考えられます。

改めて特定することを求めます。